



国空企第 1・2 号
防防訓第 8554 号
平成 28 年 4 月 22 日

国土交通省航空局長

佐 藤 善 信



防衛省防衛政策局長

前 田 哲



新千歳空港への国際航空便乗り入れについて

新千歳空港の国際空港としての運用に関し、両省が引き続き協力関係を維持していくとの観点から、同空港への国際航空便乗り入れの認可等にあたっては、防衛省の有する安全保障上の懸念及び部隊の運用・訓練上の制約局限の必要性と同空港発着国際航空便の乗り入れ拡大を通じた観光立国の推進・国際交流の活発化等の必要性との適切なバランスを図っていくことが一層重要となってきている。このため、両省は、新千歳空港の運用等について、今後、下記のとおり取り扱うことに合意する。

記

- 1 国土交通省は、国際定期便乗り入れの認可等に当たっては、引き続き、防衛省と事前に十分な調整を行うこと。
- 2 両省間の調整において、防衛省より次の運航形態が望ましい旨の意見を提出した場合には、国土交通省は申請を行った航空企業に対して当該運航形態を提示するとともに、その実現に努めること。なお、必要に応じ、防衛省は国土交通省のかかる対応に所要の協力をすることとする。

当該国際定期便乗り入れ（駐機を含む。）は、月曜日から木曜日の12時00分から17時00分まで、金曜日の12時00分以降並びに土曜日及び日曜日の全日とすること。

3 両省は、新千歳空港に隣接する航空自衛隊千歳飛行場における部隊の運用・訓練上の制約局限の必要性と同空港発着国際定期便の乗り入れ拡大を通じた観光立国の推進・国際交流の活発化等の必要性との適切なバランスの確保について、地元自治体を含む現地関係機関の相互理解を促進するため、引き続き、当該現地関係機関による連絡調整に協力すること。

4 なお、定期便を除くすべての国際航空便（チャーター便、テクニカルランディング等）については、新千歳空港事務所と航空自衛隊千歳基地との間で、引き続き、別途、上記1から3までに準じた所要の情報及び意見の交換等が行われること。

以上